

四日市市告示第 1 5 6 号

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱（平成 2 8 年四日市市告示第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助金交付変更の申請等） 第 1 0 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、敷地増しに係る手続の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は敷地増し手続を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付変更・中止申請書</u>（第 3 号様式）にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 （略） 3 市長は、第 1 項の<u>補助金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、<u>申請内容を審査</u>し、<u>適当と認めたときは、第 9 条による決定を変更又は中止し、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付変更・中止決定通知書</u>（第 4 号様式）により申請者に通知する。 附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、<u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。	（補助金交付変更の申請等） 第 1 0 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）が、敷地増しに係る手続の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は敷地増し手続を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金変更交付申請書</u>（第 3 号様式）にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 （略） 3 市長は、第 1 項の<u>補助金変更交付申請書</u>を受理したときは、<u>変更内容を審査</u>し、<u>適当と認めたときは、第 9 条による決定を変更し、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金変更交付決定通知書</u>（第 4 号様式）により申請者に通知する。 附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、<u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。

第 2 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 土地の所在地 四日市市
(新たに取得する土地)

2. 交付決定額 円

3. 交付条件

- (1) 四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

(注意事項)

敷地増しの手続等が完了したときは、速やかに、かつ完了した日の属する年度の3月20日までに、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金について、下記のとおりその内容等を変更又は中止したいので、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1. 土地の所在地 四日市市
(新たに取得する土地)
- 2. 申請の内容 変更 ・ 中止
- 3. 変更の内容 (中止の場合は、記入不要)
- 4. 変更・中止の理由
- 5. 変更交付申請額 円
 前回交付決定額 円
 変更増減額 円
- 6. 添付資料
 - (1) 変更後の見積書等の写し等手続の内容がわかる書類
 - (2) その他変更内容が判断できる書類
 - (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金については、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 土地の所在地 四日市市
(新たに取得する土地)

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 通知の内容

4. 変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

5. 補助金の交付条件

- (1) 四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり
確定したので、四日市市狭小宅地改善及び同居等支援補助金交付要綱第13条の規定に
より通知します。

記

1. 土地の所在地 四日市市
(新たに取得した土地)

2. 交付決定額 円

3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)